

令和 7 年度 第 8 回湖西市消防防災センター物品購入

(トレーニング器具一式) 仕様書

1 件名

令和 7 年度 第 8 回湖西市消防防災センター物品購入 (トレーニング器具一式)

2 規格及び数量

「別紙 1 物品明細書」のとおり

3 納品・設置場所

湖西市消防防災センター 3階 スキルアップルーム

「別紙 2 レイアウト図面参照」

所在地 〒431-0442 静岡県湖西市古見1076番地

4 納品期間

令和 8 年 3 月 16 日 (月) から令和 8 年 3 月 17 日 (火) 迄

※搬入日時は、3 月 16 日 (月) AM とする。※「別紙 3 搬入計画 (案)」参照

5 設置等要件

- (1) 受注者は契約締結後、速やかにすべての工程を明確にしたスケジュール表を湖西市消防本部 (以下、「発注者」という) へ提出し、その承認を得ること。

納品場所の湖西市消防防災センターは、建設中であり、令和 8 年 3 月 13 日から納品が可能となる予定。その他の備品搬入業者と搬入計画を協議すること。また、建築工事の工期延長に伴う納品期限の延長等不測の事態を考慮し、発注者と協議を行うこと。

- (2) 各物品の数量及び設置場所は「別紙 1 物品明細書」、
「別紙 2 レイアウト図面」に記載のとおりとする。
- (3) 大型の物品等で搬入及び設置に不安が生じる物品については、受注者が事前に設置場所を調査し、確認を行うこと。搬入が不可能と判断した場合は、発注者と協議し、対応を決定すること。
- (4) 搬入の際に、建物や設備、物品への損傷を防止するために、受注者が適切な保護措置を講じること。(階段、エレベーター及び主要廊下は、養生がされている状態)
- (5) 受注者が建物や設備への工事を行う際は、発注者の指示に従うこと。
- (6) 搬入、設置に際し、建物及び物品に損傷を与えた場合、受注者は直ちに発注者に報告すること。また、受注者の責任においてその状況を元通りにすること。
- (7) 組み立てが必要な物品は受注者が組み立てを行い、使用できる状態にして設置すること。
- (8) 高さが 1,500mm を超える物品や、積み重ねて使用するすると 1,500mm を超える物品

に対しては、受注者が転倒防止策を施すこと。

(9) 梱包材等付随する廃材等については、受注者において処分すること。

(10) 搬入及び設置時に発注者からの要請があった場合には、物品の取り扱い説明を実施すること。

6 その他

(1) 納品に係る費用については、全ての物品の納品が完了し、発注者による検査完了後に受注者に対して一括して支払うものとする。

(2) 受注者は、検収の日から1年以内に発生した故障や品質不良、変質などに無償で対応すること。

(3) 納品にあたり、受注者において必要となる電気及び水道については発注者が提供する。ただし、受注者は最小限の使用で最大限の効果をあげるよう努めること。

(4) 本仕様書に記載されていない事項については、相互協議のうえ決定する。

(5) 納品については、エレベーターが使用可能である。

7 添付資料

別紙1 物品明細書

別紙2 レイアウト図面

別紙3 搬入計画（案）

以上